

別記2（第6、第7関係）

総合評価入札公告〔共通事項〕

1 総合評価入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）入札公告日から落札決定日までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格に該当しない者
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者
- ③入札日から落札決定日までの間において、長野県又は南木曽町から指名停止の処分を受けていない者（入札参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）
- ④入札公告日現在において、対象業種の有効な経営事項審査を有している者
- ⑤建設業法第26条の規定に適合した主任技術者又は監理技術者を配置できる者
- ⑥その他町長が必要と認める要件を満たしている者

（2）次の各号の何れかに該当する者は、当該入札に参加することができない。

- ①入札参加する者の経営に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は従業員として事実上参加している者
- ②南木曽町と係争中の者又は公共事業の公正な執行を妨げた者が役員又は従業員として事実上参加している者
- ③対象工事に係る設計業務を受託した者
- ④南木曽町が賦課した税金又は町条例に規定する上・下水道料等の公共料金を滞納している者

2 入札参加手続等

（1）入札参加申請

- ①当該入札に参加する者は、入札参加申請書及び入札公告に示す必要書類（以下「入札参加申請書類」という。）を持参又は受付期限に到達するよう郵送により提出し、対象工事に係わる入札参加資格の確認を受けるものとする。
- ②入札参加申請書類の提出時には、持参又は郵送にかかわらず、切手を貼った返信用封筒に宛名を記載して提出するものとする。

③入札参加申請書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、入札公告に定めのない書類の提出は不要とする。

- イ 入札参加申請書（様式第1号）
- ロ 工事成績評定点調書（様式第2号）
- ハ 同種工事施工実績調書（様式第3号）
- ニ 配置予定技術者調書（様式第4号）
- ホ 南木曽町民従業員調書（様式第5号）
- ヘ 返信用封筒
- ト その他町長が必要と認める書類

④入札参加申請に必要な入札参加申請書類、提出期限、提出時間、提出方法、提出先、その他必要な事項は、入札公告に示すとおりとする。

⑤提出された入札参加申請書類の不足又は記載内容等に不備が有る場合は受理しないものとする。

⑥受付期限を過ぎて持参又は到達した書類は受理しないものとする。

⑦提出された入札参加申請書類を受理した時は、入札参加申請確認通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。ただし、受理しない場合は、入札参加申請確認通知書に不受理の理由を付して通知するものとする。

⑧入札参加申請書類を郵送により提出する場合は、宛名を「南木曽町総務課 企画財政係」とし、「入札参加申請書類在中」と明記の上、特定記録、簡易書留または書留によるものとする。

⑨入札参加申請書類の作成に係わる費用は、申請者の負担とする。

⑩提出された入札参加申請書類は返却しない。

⑪期限までに入札参加申請書類を提出しない者及び入札参加申請書類に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。

⑫入札参加申請書類の受領証が必要な場合には、申請者が準備するものとする。

（2）設計図書等の閲覧等

①入札対象工事に係る設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、南木曽町公式ホームページに掲載するほか、入札公告に示す場所にて縦覧に供する。

②ホームページへの掲載期間、閲覧できる場所、期間は、入札公告に示すとおりとする。

③設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した質問書を書面又はファクシミリにより提出するものとし、質問者への回答は書面又はファクシミリにより行うものとする。ただし、質問内容が入札の公平性に影響があると

認められる場合は、その質問内容及び回答について、南木曾町公式ホームページに掲載し公表するものとする。

④設計図書等に関する質問の受付期間、提出先、提出方法、その他必要な事項は、入札公告に示すとおりとする。

⑤現場説明は、原則として行わないものとする。

3 入札の執行等

(1) 入開札の日時・場所

入札及び開札の日時、場所は、入札公告に示すとおりとする。

(2) 入札条件

一抜け方式を採用するなど特別な条件を付すときは、入札公告に示すとおりとする。

(3) 入札方法

①入札は、本人又は代理人が出席して行うものとし郵便等による入札は認めない。代理人が入札に出席して行う場合は、委任状を入札時に提出すること。

②入札執行日において、入札公告に示した入札参加資格要件を満たしていないことが明らかとなった者は入札に参加することができない。

③入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は入札に参加できない。

④入札は、所定の入札書（様式第7号）により行うものとする。

⑤落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑥一度提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできない。

⑦入札回数は2回を限度とし、第2回の入札において予定価格に達しない場合は不落とする。

⑧開札は、入札会場において入札参加者の立会いのもとで行うものとする。

⑨落札者の決定は、低入札価格調査及び総合評価による判定後に行うものとする。

4 入札価格の設定

①・当該入札は、別の定めにより入札価格に最低制限価格を設定するものとする。

②第1回の入札が不調となり第2回の入札に進んだ場合においても同様に、最低制限価格を適用するものとする。

5 落札者の決定等

(1) 価格以外の評価点の決定

価格以外の評価点は、入札参加者から提出された入札参加申請書類に基づいて採点し、価格以外の評価調書（様式第8号）を作成のうえ決定するものとする。

(2) 価格以外の評価結果の公表及び疑義照会

①価格以外の評価点を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第11号）を作成し、開札後に公表するものとする。

②入札参加者は、価格以外の評価点が公表された日の翌日から2日以内（閉庁日を含まない。）に、自らの価格以外の評価点について、価格以外の評価に係る疑義申立書（様式第9号）により疑義の照会をすることができる。

③疑義の照会があった場合は、価格以外の評価に係る疑義回答書（様式第10号）により回答するものとする。

(3) 落札者の決定

①入札者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格により失格とならない入札者を対象に総合評価を行う。

②落札者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の者が2人以上ある場合は、当該入札者に、日時、場所を連絡のうえ、当該者によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該者の内くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

③落札者を決定したときは、その結果を公表するものとする。

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、南木曾町財務規則（以下「財務規則」という。）第110条に規定する入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、財務規則第110条第1項に規定する各号の一に該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(2) 入札保証金の納付を免除するときは、入札参加申請確認通知書に記載し通知することとする。

(3) 入札保証金の納付を免除された者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

7 契約保証金

落札者は、契約と同時に財務規則第124条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第124条第3項に規定する各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 入札の無効

(1) 次に掲げる入札書は無効とする。

- ①入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書
- ②入札参加申請書不受理の通知を受けた者が入札した入札書
- ③虚偽の申請をした者が入札した入札書
- ④入札公告日から入札日までにおいて入札参加資格要件を満たさなくなった者の入札した入札書
- ⑤入札保証金の納入義務を履行していない者の入札した入札書
- ⑥同一人が入札した2通以上の入札書
- ⑦入札参加者が協定して入札した入札書
- ⑧金額を訂正し、訂正印の無い入札書
- ⑨記名、押印の無い入札書
- ⑩誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- ⑪上記の各号に掲げるもののほか、入札公告及び入札心得に示した入札条件に違反して入札した入札書

9 第2回の入札に参加できない者

前記に掲げる事項に該当し、第1回の入札が無効となった者は、第2回目の入札に参加することができない。

10 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書(案)を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 入札公告に係る「入札書」は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限る。
- (6) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は指名停止処分を行うことがある。なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ①人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、次のイについては会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。)
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ロ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - ②親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づ

- く特例子会社を除く。)
- ③親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。
 - ④事業協同組合とその構成員。
- (7)「落札者が契約を締結しない場合」は、指名停止処分を行う。
- (8) 入札参加申請書類の提出のあった申請者名は、原則として入札執行日まで非公開とする。
- (9) 入札参加申請書類を申請者に無断で審査以外の目的に使用してはならない。